

人権教育だより

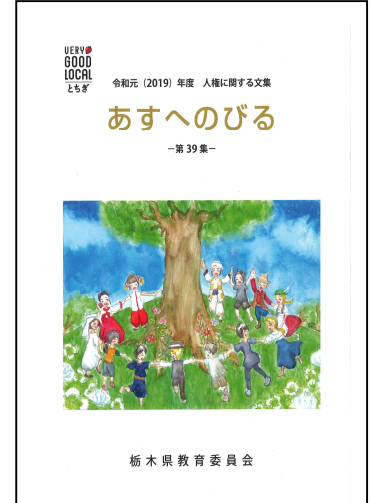
栃木県教育委員会事務局総務課人権教育室

◆人権教育推進の取組◆

総務課

1 人権に関する作文・イラストの募集

すべての人々が互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現を目指し、人権教育・啓発推進県民運動強調月間（8月）における教育・啓発事業の一環として、作文とイラストを募集します。作文は小学校6年生（義務教育学校、特別支援学校を含む）と高校1～3年生（中等教育学校、特別支援学校を含む）とすべての児童生徒の保護者を、イラストは中学校（義務教育学校を含む）、高等学校、特別支援学校に在籍する生徒を対象としています。詳しくは、栃木県公式ホームページに掲載している「人権に関する作文募集要項」、「人権に関するイラスト募集要項」をご覧ください。（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/h29-3jinkensakubun.html>）



2 「人権の窓」の作成・配布

6月に学習資料「人権の窓」（小学6年、中学2年、高校1年用）を、各学校等に配布しました。児童生徒の発達段階に応じ、同和問題、いじめ、デートDVなど様々な人権問題を学習できるように作成してあります。

また、今年度は小学生用に「身近にある様々な人権問題」「同和問題の解決にむけて」「インターネットによる人権侵害」、中学生用で「インターネットによる人権侵害」「社会運動の広がり」と普通選挙の実現」「性的マイノリティの人権」、高校生用には「性的マイノリティの人権」「同和問題解決への歩み」「様々な人権問題」についてのワークシート例を添付しました。活用例を参考に、さまざまな授業でぜひ御活用ください。



小学6年用



中学2年用



高校1年用

3 性暴力について考える研修会・デートDVを考える研修会

小・中学校及び義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教員等を対象に、性暴力やデートDV についての理解を深めるとともに、実践的な対応についてのノウハウを身に付けるための研修会を開催します。

期日	会場	内 容・時 間(10:00～15:15)
8月7日(金)	パルティ とちぎ男女共同参 画センター	性暴力について考える研修会(10:00～12:00) ○講話:「子どもの性暴力被害-学校現場で知っておきたいこと-」 講師:武蔵野大学人間社会研究科 非常勤講師 土岐 祥子 氏 デートDV を考える研修会(13:15～15:15) ○講話:「デートDV と学校-子どもたちを被害者にも加害者にもしないために-」 講師:TAMA 女性センター市民運営委員会 委員長 高橋 裕子 氏

4 児童虐待に対応するための研修会

保育園・幼稚園、認定こども園や小・中学校及び義務教育学校、高等学校、特別支援学校の管理職等を対象に、児童虐待の現状や虐待が疑われるケースへの具体的な対応・関係機関との連携の在り方等について理解を深め、組織としての対応力を向上させるための研修会を開催します。

期日	会場	内 容・時 間(13:30～16:30)
9月4日(金)	パルティ とちぎ男女共同参 画センター	○講話:「児童虐待防止に向けた学校の取組」 講師:大正大学心理社会学部 教授 玉井 邦夫 氏

5 人権教育担当者スキルアップ研修

人権教育を一層推進するために、市町の人権教育担当者(指導主事・社会教育主事を含む)を対象に、参加体験型の手法を中心に、より実践的な知識・技能を習得するための研修会を開催する予定です。

期日	会場	内 容・時 間(9:30～16:30)
9月18日(金)	栃木県庁北別館	○講話・演習:「人権教育における『ふりかえり』の方法と意義」(仮) 講師:栃木県人権施策推進審議会 会長 廣瀬 隆人 氏

6 人権教育指導者用リーフレット

新型コロナウイルス感染症に伴う差別事案の発生、SNS 上での誹謗中傷が人の死につながるなどの状況から、人権教育の必要性はますます高まっています。

令和2(2020)年3月に人権教育指導者用リーフレット「職員研修への積極的な取組を！」(右図)を作成しました。研修内容や資料の紹介、人権をめぐる近年の動向、教職員として心掛けたい対応のポイントなどを示しています。

人権教育の推進にあたっては、全ての教職員が高い人権意識をもち、正しい知識に基づきながら、適切な指導を組織的に行うことが重要です。リーフレットを活用し、各学校での教職員研修への積極的な取り組みをお願いします。



◆小・中学校及び義務教育学校における人権教育の取組◆

義務教育課

人権教育の目標

(小学生)

豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権の大切さに気付き、差別のない望ましい人間関係を醸成することに努める態度を育てる。

(中学生)

豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権の意義及びその尊重と共存の重要性に気付き、差別のない望ましい人間関係を確立することに努める態度を育てる。

令和2(2020)年度人権教育関係主要施策

1 地区別人権教育研修会

(1) 目的

人権教育のすすめ方について、各学校の理解を図るとともに、人権教育の現状や課題、具体的な指導の在り方等について研究協議を深め、人権教育の充実を図ります。

(2) 期日・場所

地 区	期 日	会 場	地 区	期 日	会 場
河 内	R3. 1. 25	河内庁舎	塩谷南那須	R2. 5. 26	塩谷庁舎
上都賀	R2. 5. 22	菊沢コミュニティセンター	那 須	R2. 6. 2	大田原金田北地区公民館
芳 賀	R2. 5. 22	真岡市青年女性会館	安 足	R2. 5. 11	佐野市情報センター
下都賀	R2. 11. 17	栃木市藤岡文化会館他			

(3) 対象 各公立小・中学校及び義務教育学校の教員1名

(4) 内容 講話、班別協議、内地留学報告、ワークショップなど

2 内地留学生の派遣

(1) 公立小・中学校教員 5名（前期3名、後期2名、宇都宮大学に派遣）

3 人権教育指導資料の活用

(1) 「人権教育推進のためのQ&Aー直接的指導編ー」（平成31年3月）の活用

(2) 小・中学校及び義務教育学校用「人権教育指導資料」の作成・活用

4 各教科等担当指導主事研修会(人権教育部会)

(1) 目的

人権教育を担当している県内の義務教育関係指導主事等を対象に研修会を実施し、人権教育の充実を図ります。

(2) 期日 年2回開催（5月、2月）

(3) 対象 県教育委員会、市町教育委員会の義務教育関係指導主事等

※ 上記施策案の内容等については、新型コロナウイルス感染症対策により、一部変更となる場合があります。

栃木県教育委員会では、生徒の発達の段階に即して、人権教育の目標を次のように設定しています。

また、目標を実現するために、高校教育課では、様々な取組を行っています。ここでは、今年度の主要事業を紹介します。

人権教育の目標

(高校生)

義務教育における人権教育の基礎の上に立って、様々な人権問題に対する理解を深めるとともに、人権尊重社会を築いていこうとする意欲と態度を育てる。

令和2（2020）年度人権教育関係主要施策

1 高等学校及び特別支援学校人権教育実践研究会（年2回）

(1) 目的

人権教育実践上の課題について研究協議を深め、各学校における人権教育の一層の充実を図ります。

(2) 期日・場所

第1回 令和2年（2020）年6月3日（水） 総合教育センター

第2回 令和2年（2020）年11月17日（火） 総合教育センター

(3) 対象 県立学校（全日制・定時制・通信制、特別支援学校）及び私立高等学校の人権教育担当教員1名

(4) 内容 講演と講話、人権教育研究学校報告、グループ別研究協議等

2 研究学校の指定

栃木県教育委員会指定

令和元（2019）・2（2020）年度 県立栃木工業高等学校

3 内地留学生の派遣

令和2（2020）年度 県立高校から1名 宇都宮大学へ派遣

4 人権教育指導資料の活用

「県立学校人権教育関係資料第32集」の活用

5 教職員研修

(1) 高校教育課主催

ア 県立学校長会議

イ 県立学校教頭事務連絡会

ウ 県立学校教務主任連絡協議会

エ 県立学校生徒指導連絡協議会

オ 県立学校進路指導連絡協議会

(2) 栃木県高等学校教育研究会人権教育部会主催の教員研修（年2回）

参加者：県立学校及び私立学校の人権教育担当教員

(3) 研究学校による公開授業への参加

(4) 校内研修

◆特別支援学校、小・中学校及び義務教育学校の特別支援学級における取組◆

特別支援教育室

交流及び共同学習の推進

障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等が共に活動する交流及び共同学習は、双方の児童生徒等にとって、社会性や豊かな人間性を育む上で、意義深い教育活動です。

1 特別支援学校における交流活動

特別支援学校では、教育活動全体を通じて、幼稚園、小・中学校及び義務教育学校、高等学校等との交流及び共同学習を計画的、組織的に行う機会を積極的に設けています。

(1) 内容

- ア 特別支援学校の近隣の学校との交流活動
- イ 児童生徒の居住する地域の学校との交流活動

(2) 方法

- ア 直接的な交流活動
 - ・各教科等の授業を通じた交流活動（運動会・学習発表会を含む）
- イ 間接的な交流活動
 - ・手紙や作品の交換、I C T（情報通信技術）を活用した交流活動

2 小・中学校及び義務教育学校の特別支援学級における交流活動

特別支援学級に在籍する児童生徒は、通常の学級の児童生徒と日常的に交流活動を実施しています。

＊各教科の学習、遠足・宿泊学習などの特別活動、総合的な学習の時間、給食、清掃等

◆社会教育における取組◆

生涯学習課

すべての地域における人権教育の推進

生涯学習課では、生涯学習・社会教育の推進に係る各種施策を通じて、すべての地域において「人権尊重の理念」についての理解を深める取組を推進します。

1 人権教育推進のための市町担当者支援事業

(1) 人権教育指導者一般研修

様々な人権問題について正しい理解と認識を深め、地域社会において人権教育を推進していく指導者の養成と資質の向上を図ることを目的とし、県内7地区にある教育事務所ごとに開催します。（今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により全て中止となりました。）

(2) 人権教育地区別指導者研修

各地区で人権教育に関連した取組を実践している社会教育関係団体等の指導者や代表者、

各市町行政の人権教育担当者などを対象に、地区に即した人権教育の推進を図るための方策や実践に向けた取組について検討するとともに、人権教育指導者としての資質の向上を図るための研修を行います。県内7地区にある教育事務所ごとに、開催します。

2 「人権に関する社会教育指導資料」

生涯学習課では、参加体験型学習を中心として、実践的な人権意識を高めることを目的とした活動プログラムを開発・編集し、人権教育指導者のための社会教育指導資料を作成しています。

令和元(2019)年度は、本県の社会教育における人権教育推進上の課題を踏まえて、5つの人権問題を取り上げた「人権ワークショップ2019」を作成しました。社会情勢や本県の人権教育推進上の方針を踏まえ、身近な社会の中にある「様々な人権問題」や、個別の人権問題である「インターネットによる人権侵害」「災害に伴う人権問題」「性的指向・性同一性障害にかかわる人権問題」「北朝鮮当局による拉致問題等」について取り上げました。本資料は、県内関係各所にデジタルデータ(CD-ROM)で配布するとともに、栃木県ホームページにもデータを掲載していますので、人権教育の推進において、御活用いただければと思います。



3 家庭・地域いじめ対策教育支援事業

心豊かで健やかな子どもたちを育むために、社会全体で喫緊の課題であるいじめ防止への取組を行い、家庭・地域における心のふれあいが促進される環境づくりに取り組みます。

◆その他◆

ヒューマンフェスタとちぎ 2020

県民一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深めることを目的に、人権に関する講演会などのイベントを実施します。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小しての開催となりますが、例年同様、来場者の皆様に人権について考える貴重な機会にしたいと考えています。

当日は宇都宮青葉高等学園の生徒が栽培した人権の花のプレゼントなどを予定しています。ぜひ、御来場ください。

- 1 日時 令和2(2020)年11月14日(土) 10:00~15:30
- 2 会場 とちぎ福祉プラザ
(宇都宮市若草 1-10-6)



昨年度の様子